# 令和7年度

# ひろしま広域都市圏特産品フェア in 東京 【募集要項】

# 令和7年10月

主催:広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

# ひろしま広域都市圏特産品フェア in 東京 募集要項

#### 1 目的

本事業では、商品の周知やテストマーケティングが期待できる KITTE 丸の内地下1階のイベントスペースにて、広島広域都市圏内の特産品に関するPR販売会を実施し、首都圏における広島広域都市圏の特産品の販売促進及びテストマーケティングを支援することを目的としています。

ついては、本事業に取り組む意欲のある事業者を募集します。

#### (※1) 広島広域都市圏

広島県:広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸 高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、 大崎上島町、世羅町

山口県:岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 島根県:浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

#### 2 募集対象者

対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれにも該当する者とします。

- (1) 広島広域都市圏に主たる事業所を有する中小企業者等
- ② 加工食品(常温品・冷蔵品)、工芸品、雑貨類等のBtoC商品を取り扱う中小企業者等
- (3) 次のアからカのいずれにも該当しない者
  - ア 所在、実態が不明確な者
  - イ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
  - ウ 各種法令に違反している者
  - エ 暴力団その他反社会的団体、またはそれらに関連する者
  - オ 社会問題を起こしている者
  - カ その他主催者が適当でないと認めた者

#### 3 期間

令和7年12月11日(木)~令和7年12月13日(土)の3日間

#### 4 会場

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号KITTE丸の内 地下1階 「東京シティアイ」 パフォーマンスゾーン

# 5 販売方法

(1) 出品販売

本市が委託するイベント事業者(以下「委託事業者」という。)へ特産品を配送し、委託事業者がPR及び販売を代行します。

(2) 出展販売

特産品を取り扱う事業者自らが、イベント会場にてPR及び販売を行います。 なお、販売時の会計処理については、委託事業者が行います。

# 6 募集定員

(1) 出品販売

20社 70品程度

(2) 出展販売

4 社.

#### 7 取扱特産品

加工食品(常温品・冷蔵品)、工芸品、雑貨類等のBtoC商品

※1 冷蔵品については、フェア全体で60リットル冷蔵庫1台分までとします。

※2 酒類・冷凍品の取り扱いはありません。

## 8 販売手数料

(1) 出品販売:税抜販売価格の25%

(2) 出展販売:税抜販売価格の15%

## 9 売上金

出品販売、出展販売ともに、特産品の会計処理は、委託事業者が行うため、フェア終了後委託事業者から売上金から販売手数料を差し引かれたものが入金されます。

※ 振込手数料は、出品(出展)事業者様の負担となります。

## 10 特産品の納品・返品

- (1) 委託事業者が指定する送付先・期日に配送し、納品してください。(改めて通知します。) ※ 冷蔵商品については、12月11日(木)の午前中指定の到着、同日午後からの販売となります。
- (2) イベント終了後、委託事業者から在庫商品を配送にて返品します。

※ 商品の納品・返品に係る費用(配送等)は、出品(出展)事業者様の負担となります。

# 11 販売ブース

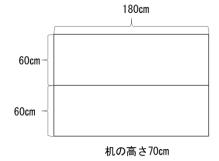
(1) 出品販売

出品特産品決定後、主催者がレイアウトを確定します。

(2) 出展販売

1事業者当たり、長さ180cm×奥行60cm×高さ70cmの机2本分のスペースとなっております。

出展販売ブースの装飾及び特産品の陳列については、出展事業者が商品説明用 POP 等を用いるなどして、装飾・陳列してください。なお、ブース装飾や商品の陳列については、委託事業者から助言等の支援を受けることができます。



▲出展販売ブース

# 12 特産品の試飲・試食等

出品(出展)特産品の試飲・試食を行うことは可能ですが、会場内での調理はできません。

#### 13 申込·選定

- (1) 令和7年(2025年)年10月29日(水)までに、広島市のホームページの申込フォーム へ入力してください。
- (2) 申込締切後、速やかに主催者が申込内容の審査を行います。申込内容が適当でないと認められる場合等は、申し込みの一部又は全部をお断りする場合があります。
- (3) 申込数が募集数を超える場合には、主催者が選定し、出品(出展)事業者を決定します。
- (4) 取り扱いができる商品には、限りがあることから、ご希望に添えない場合もございますので、 予めご了承ください。
- (5) 申込数が募集数に満たない場合には、(1)の申込期間を延長する場合があります。

## 14 決定

主催者は、申込締切後、申込書に基づきの選定を行った上で、11月7日(金)までに出品(出展)の可否をメールにより通知します。

#### 15 出品(出展)事業者の責任

- (1) 主催者及び委託販売業者は、不可抗力や不時の災害、その他主催者の責任に帰すことができない事由による出展物等の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。必要に応じて保険への加入を御検討ください。
- (2) 出品(出展)特産品に対する顧客からのクレームは出展者が責任をもって処理してください。

#### 16 規定外事項

主催者は、本フェアの運営を円滑に行うため、本要項の規定の修正又は追加をすることがあります。この場合においても、主催者は速やかに出品(出展)事業者に通知し、出品(出展)事業者はその内容に従っていただくものとします。

#### 17 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話:082-504-2238 FAX:082-504-2259

E-mail: <a href="mailto:chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp">chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp</a>